

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)

改 正 案	現 行
<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令</p> <p>(常温において液体でない物質)</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)(第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇十二 (略)</p> <p>(オゾン層破壊物質)</p> <p>第一条の四 法第三条第六号の二の政令で定めるオゾン層を破壊する物質は、別表第一の三のとおりとする。</p> <p>(大気を汚染する物質)</p>	<p>海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令</p> <p>(常温において液体でない物質)</p> <p>第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(以下「法」という。)(第三条第三号の政令で定める常温において液体でない物質は、次に掲げる物質とする。</p> <p>一 〇十二 (略)</p>

第一条の五 法第三条第六号の三の政令で定める船舶において発生する物質であつて大気を汚染するものは、窒素酸化物、硫黄酸化物及び揮発性有機化合物（法第十九条の二十三第一項に規定する揮発性有機化合物をいう。）とする。

（海洋施設）

第一条の六 （略）

2 （略）

（危険物）

第一条の七 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の四のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、一般海域（別表第一の五に掲げる海域（以下「特別海域」という。）以外の海域をいう。以下同じ。）における排出にあつては別表第一の六、特別海域における排出にあつては別表第一の七

（海洋施設）

第一条の四 （略）

2 （略）

（危険物）

第一条の五 法第三条第十六号の政令で定める引火性の物質は、別表第一の三のとおりとする。

（船舶からのビルジその他の油の排出基準）

第一条の六 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、一般海域（別表第一の四に掲げる海域（以下「特別海域」という。）以外の海域をいう。以下同じ。）における排出にあつては別表第一の五、特別海域における排出にあつては別表第一の六

の船舶及びビルジその他の油の区分の欄ごとに、それぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2～4 (略)

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、別表第一の六又は別表第一の七の排出方法に関する基準の欄中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)

第一条の九 法第四条第三項 に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出(次項に規定する水バラストの排出を除く。)に係る同条第三項 の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準(以下この条において「排出基準」という。)は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の五に掲

の船舶及びビルジその他の油の区分の欄ごとに、それぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

2～4 (略)

5 公用に供する潜水船であつて、その構造上当該船舶の燃料油タンクに積載された水バラストを航行中に排出することが困難であると認めて国土交通大臣が指定するものからの当該水バラストの排出に係る排出基準についての第一項の規定の適用については、別表第一の五又は別表第一の六の排出方法に関する基準の欄中「当該船舶の航行中に排出すること」とあるのは、「国土交通省令で定める方法により排出すること」とする。

(タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出基準)

第一条の七 法第四条第三項 に規定するタンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出(次項に規定する水バラストの排出を除く。)に係る同条第三項 の油分の総量、油分の瞬間排出率、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準(以下この条において「排出基準」という。)は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別表第一の四に掲

げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。

四〇六（略）

2（略）

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

第一条の十 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の八の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる

げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十三度東経百四十四度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十八度東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十三度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。別表第二の二及び別表第三を除き、以下同じ。）からその外側五十海里の線を超える海域（一般海域に限る。）において排出すること。

四〇六（略）

2（略）

（船舶からの有害液体物質の排出基準）

第一条の八 法第九条の二第三項の政令で定める事前処理の方法に関する基準は、別表第一の七の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる

とおりとする。

2 法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の九の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

3 (略)

(船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質)

第一条の十一 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の八第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十二 (略)

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする

とおりとする。

2 法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、別表第一の八の有害液体物質の区分の欄ごとに、それぞれ同表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

3 (略)

(船舶からの排出のための事前処理につき確認を要する有害液体物質)

第一条の九 法第九条の二第四項の政令で定める有害液体物質は、別表第一の七第一号の有害液体物質の区分の欄に掲げる有害液体物質とする。

(登録確認機関の登録の有効期間)

第一条の十 (略)

(船内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出の規制)

第二条 法第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数又は最大搭載人員(最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員。以下同じ。)とする

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（別表第一の五に掲げる南極海域（次号において単に「南極海域」という。）にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二（略）

一 国際航海に従事する船舶 四百トン又は十六人（別表第一の四に掲げる南極海域（次号において単に「南極海域」という。）にある船舶にあつては、四百トン又は十一人）

二（略）

（船級協会等の登録の有効期間）

第九条の三 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号。次条において「安全法」という。）第二十五条の四十八第一項の規定に基づく登録の更新については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号。次条において「施行令」という。）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用の負担）

第九条の四 法第十七条の十二第三項、第十七条の十五第三項及び第四十三条の六第二項において準用する安全法第二十五条の五十八第三項の規定に基づく検査に要する費用については施行令第四条の規定を準用する。

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の三 (略)

(窒素酸化物の放出量に係る放出基準)

第十一条の三 法第十九条の三の政令で定める窒素酸化物の放出量に係る放出基準は、すべての海域において、次の表上欄に掲げる原動機の種類及び能力の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

原動機の種類及び能力	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転未満のもの	一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量(単位は、グラムとする。以下同じ。)の値が十七・〇以下であること。
二 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワ	一 キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が四十五を毎分の定格回転数の値を〇・二乗して得た値で

(海洋施設内の日常生活に伴い生ずる廃棄物の排出海域等に関する基準)

第九条の五 (略)

<p>ットを超え、かつ、定格回転数が毎分百三十回転以上二千回転未満のもの</p>	<p>除して得た値以下であること。</p>
<p>三 ディーゼル機関であつて、定格出力が百三十キロワットを超え、かつ、定格回転数が毎分二千回転以上のもの</p>	<p>一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の値が九・八以下であること。</p>
<p>四 前三号に掲げるもの以外の原動機</p>	<p>窒素酸化物の放出量は、限定しない。</p>
<p>備考 一キロワット時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。</p>	

(船級協会等の登録の有効期間)

第十一條の四 法第十九條の十五第三項(法第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。次條において同じ。)、法

第十九条の四十九第三項及び法第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の政令で定める期間については、船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）第三条の規定を準用する。

（外国船級協会等の事務所等における検査に要する費用）

第十一条の五 法第十九条の十五第三項、第十九条の四十九第三項及び第四十三條の六第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第三項の政令で定める費用については、船舶安全法施行令第四条の規定を準用する。

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の六 法第十九条の二十一第一項の政令で定める海域は、次の表の上欄に掲げる海域とし、当該海域の範囲は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

海域名	海域の範囲
一 バルティック海海域	別表第一の五バルティック海海域の項の下欄に掲げる海域
二 バルティック海海域以外の海	前号に掲げる海域以外の海域

2 | 法第十九条の二十一第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 | 硫黄分の濃度が次の値以下であること。

イ | 前項の表第一号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率一・五パーセント

ロ | 前項の表第二号に掲げる海域で使用する燃料油にあつては、質量百分率四・五パーセント

二 | 無機酸を含まないこと。

第十一条の七 | 法第十九条の二十一第二項の政令で定める海域は、前条第一項の表第一号に掲げる海域とする。

2 | 法第十九条の二十一第二項の政令で定める基準は、硫黄分の濃度が質量百分率四・五パーセント以下であり、かつ、無機酸を含まないこととする。

(船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油等)
第十二条 | 法第十九条の二十六第一項の政令で定める油等は、次に掲げるものとする。

一 | 船舶内にある船員その他の者の者の日常生活に伴い生じ、又は

(船舶又は海洋施設において焼却することが禁止される油等)
第十二条 | 法第十九条の二の三第一項の政令で定める油等は、廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物(環境大臣が指定するものを除く。)とする。

輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等であつて、次に掲げるもの

イ ばら積みの液体貨物として輸送される油、有害液体物質等若しくはばら積み以外の方法で貨物として輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質の残留物又は当該残留物が染み込み、若しくは付着したもの

ロ ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたもの

ハ 鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつてこれらの物質を含むものを含む。）

ニ ハロゲン化合物を含む精製された油又は当該油が染み込み、若しくは付着したもの

ホ ポリ塩化ビニル（漁網その他の製品であつて、ポリ塩化ビニルを含むものを含む。）

二 船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生じ、又は輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶の通常の活動に伴い生ずる不要な油等を除く油等であつて、廃棄物処理法第二条第四項に規定する廃棄物（環境大臣が指定するものを除く。）

2 | 前項の規定にかかわらず、法第十九条の二十六第二項本文の

国土交通省令で定める技術上の基準に適合する船舶発生油等焼却設備を用いて焼却をする場合には、前項第一号ホの規定は適用しない。

(船舶発生油等の焼却の方法)

第十二条の二 法第十九条の二十六第二項本文の規定により船舶発生油等の焼却をしようとする者は、船舶発生油等焼却設備取扱手引書に定められた事項を遵守してこれを行わなければならない。

第十二条の三 法第十九条の二十六第二項第一号の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域又は外国の港の区域のいづれにも属さない海域において、船舶に設置された原動機又はボイラーを用いて焼却することとする。

(船舶又は海洋施設において焼却することができる油等の焼却海域等に関する基準)

第十三条 法第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる油等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(船舶又は海洋施設において焼却することができる油等の焼却海域等に関する基準)

第十三条 法第十九条の二の三第二項の政令で定める焼却海域及び焼却方法に関する基準は、別表第四上欄に掲げる油等の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2・3 (略)

(船舶又は海洋施設における焼却につき確認を要する油等)

第十四条 法第十九条の二十六第六項の政令で定める油等は、別表第四上欄に掲げる油等(同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。)とする。

(海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二十六第十項第一号の政令で定める当該海洋施設内において生ずる不要な油等は、海底及びその下における鉱物資源の掘採その他の当該海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十五条の二 法第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法第二十九条ノ四第一項ただし書及び法第五十一条の第三一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

2・3 (略)

(船舶又は海洋施設における焼却につき確認を要する油等)

第十四条 法第十九条の二の三第三項の政令で定める油等は、別表第四上欄に掲げる油等(同表第六号上欄に掲げる廃棄物のうち同号中欄の環境大臣が指定する海域において焼却するものを除く。)とする。

(船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油等)

第十五条 法第十九条の二の三第七項第一号の政令で定める当該船舶又は海洋施設内において生ずる不要な油等は、輸送活動、漁ろう活動その他の当該船舶又は海洋施設の通常の活動に伴い生ずる不要な油等とする。

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請の手續)

第十五条の三 (略)

(特定外国船舶)

第十五条の四 (略)

(費用の範囲)

第十五条の五 (略)

(積立金の処分に係る承認の手續の特例)

第十五条の六 (略)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十五条の七 (略)

(排他的經濟水域等における適用關係)

第十七条の二 法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律(平成八年法律第七十四号)第三条第一項の規定に基づき、排他的經濟水域又は大陸棚における第二議定書締約国(法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。)の船舶から放出される排

(関係行政機関の長等に対する防除措置の要請の手續)

第十五条の二 (略)

(特定外国船舶)

第十五条の三 (略)

(費用の範囲)

第十五条の四 (略)

(積立金の処分に係る承認の手續の特例)

第十五条の五 (略)

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第十五条の六 (略)

(手数料の納付を要しない独立行政法人)

第十七条の二 法第五十一条の三第一項の政令で定める独立行政法人は、独立行政法人水産大学校、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人航海訓練所及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

出ガスによる大気汚染及びオゾン層の破壊に係る環境の保全並びに排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項第四号に掲げる事項に法の規定が適用される場合における当該船舶に対するこの政令の規定の適用については、第十一条の六第二項第二号及び第十一条の七第二項中「無機酸」とあるのは「第二議定書（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書をいう。）によつて改正された千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約附属書（以下「条約附属書」という。）第十八規則に規定する無機酸、添加物質又は廃化学物質であつて、第二議定書締約国（法第十九条の十七第一項に規定する第二議定書締約国をいう。）の船舶（排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）第一条に規定する特定外国船舶であるものに限る。以下「第二議定書締約国特定船舶」という。）が国籍を有する国の法令で船舶において使用される燃料油に含まれてはならないものとして定めるもの」と、第十二条第一項第一号八中「鉛若しくはカドミウム又はこれらの化合物（電池その他の製品であつて、これらの物質を含むものを含む。）」とあるのは「条約附属書 第十六規則に規定する微量でない量の重金属を含む廃物であつて、第二議定書締

約国特定船舶が国籍を有する国の法令で船上での焼却を禁止するもの」とする。

2 前項に規定するもののほか、法第五十一条の五の規定により読み替えて適用される排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第三条第一項の規定により我が国の排他的経済水域に適用される法に基づく命令の適用関係の整理のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

別表第一（第一条の二、第一条の十関係）

（略）

別表第一の三（第一条の四関係）

- 一 トリクロロフルオロメタン（別名CFC 一一一）
- 二 ジクロロジフルオロメタン（別名CFC 一一二）
- 三 トリクロロトリフルオロエタン（別名CFC 一一三）
- 四 ジクロロテトラフルオロエタン（別名CFC 一一四）
- 五 クロロペンタフルオロエタン（別名CFC 一一五）
- 六 プロモクロロジフルオロメタン（別名ハロン 一一二一一）
- 七 プロモトリフルオロメタン（別名ハロン 一三〇一一）
- 八 ジプロモテトラフルオロエタン（別名ハロン 二四〇一一）
- 九 クロロトリフルオロメタン（別名CFC 一一三）

別表第一（第一条の二、第一条の八関係）

（略）

十	ペンタクロロフルオロエタン（別名CFC 一一一）
十一	テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC 一一二）
十二	ヘプタクロロフルオロプロパン（別名CFC 一二一）
十三	ヘキサクロロジフルオロプロパン（別名CFC 一二二）
十四	ペンタクロロトリフルオロプロパン（別名CFC 一二三）
十五	テトラクロロテトラフルオロプロパン（別名CFC 一二四）
十六	トリクロロペンタフルオロプロパン（別名CFC 一二五）
十七	ジクロロヘキサフルオロプロパン（別名CFC 一二六）
十八	クロロヘプタフルオロプロパン（別名CFC 一二七）
十九	四塩化炭素
二十	一・一・一 トリクロロエタン
二十一	ジクロロフルオロメタン（別名HCF ₂ Cl 二二一）
二十二	クロロジフルオロメタン（別名HCF ₂ Cl 二二二）
二十三	クロロフルオロメタン（別名HCF ₂ Cl 二二三）
二十四	テトラクロロフルオロエタン（別名HCF ₂ Cl 二二四）

二十五	トリクロロジフルオロエタン（別名H C F C	一二二
）		
二十六	ジクロロトリフルオロエタン（別名H C F C	一二三
）		
二十七	クロロテトラフルオロエタン（別名H C F C	一二四
）		
二十八	トリクロロフルオロエタン（別名H C F C	一三一
二十九	ジクロロジフルオロエタン（別名H C F C	一三二
三十	クロロトリフルオロエタン（別名H C F C	一三三
三十一	ジクロロフルオロエタン（別名H C F C	一四一
三十二	クロロジフルオロエタン（別名H C F C	一四二
三十三	クロロフルオロエタン（別名H C F C	一五一
三十四	ヘキサクロロフルオロプロパン（別名H C F C	一二二
）		
三十五	ペンタクロロジフルオロプロパン（別名H C F C	一二
）		
三十六	テトラクロロトリフルオロプロパン（別名H C F C	一一三
）		
三十七	トリクロロテトラフルオロプロパン（別名H C F C	一一四
）		
三十八	ジクロロペンタフルオロプロパン（別名H C F C	一一

二五)	クロロヘキサフルオロプロパン(別名H C F C	二二
六)	ペンタクロロフルオロプロパン(別名H C F C	二三
四十一)	テトラクロロジフルオロプロパン(別名H C F C	二二
三三)	トリクロロトリフルオロプロパン(別名H C F C	二二
三三)	ジクロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C	二二
三四)	クロロペンタフルオロプロパン(別名H C F C	二三
四十四)	テトラクロロフルオロプロパン(別名H C F C	二四
五)	トリクロロジフルオロプロパン(別名H C F C	二四
四十六)	ジクロロトリフルオロプロパン(別名H C F C	二四
三)	クロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C	二四
四十八)	クロロテトラフルオロプロパン(別名H C F C	二四
四)		

四十九	トリクロロフルオロプロパン（別名H C F C	二五一
五十	ジクロロジフルオロプロパン（別名H C F C	二五二
五十一	クロロトリフルオロプロパン（別名H C F C	二五三
五十二	ジクロロフルオロプロパン（別名H C F C	二六一
五十三	クロロジフルオロプロパン（別名H C F C	二六二
五十四	クロロフルオロプロパン（別名H C F C	二七一
五十五	ジプロモフルオロメタン	
五十六	プロモジフルオロメタン（別名H B F C	二二B一
五十七	プロモフルオロメタン	
五十八	テトラプロモフルオロエタン	
五十九	トリプロモジフルオロエタン	
六十	ジプロモトリフルオロエタン	
六十一	プロモテトラフルオロエタン	
六十二	トリプロモフルオロエタン	
六十三	ジプロモジフルオロエタン	
六十四	プロモトリフルオロエタン	
六十五	ジプロモフルオロエタン	
六十六	プロモジフルオロエタン	
六十七	プロモフルオロエタン	

六十八	ヘキサプロモフルオロプロパン
六十九	ペンタプロモジフルオロプロパン
七十	テトラプロモトリフルオロプロパン
七十一	トリプロモテトラフルオロプロパン
七十二	ジプロモペンタフルオロプロパン
七十三	プロモヘキサフルオロプロパン
七十四	ペンタプロモフルオロプロパン
七十五	テトラプロモジフルオロプロパン
七十六	トリプロモトリフルオロプロパン
七十七	ジプロモテトラフルオロプロパン
七十八	プロモペンタフルオロプロパン
七十九	テトラプロモフルオロプロパン
八十	トリプロモジフルオロプロパン
八十一	ジプロモトリフルオロプロパン
八十二	プロモテトラフルオロプロパン
八十三	トリプロモフルオロプロパン
八十四	ジプロモジフルオロプロパン
八十五	プロモトリフルオロプロパン
八十六	ジプロモフルオロプロパン
八十七	プロモジフルオロプロパン
八十八	プロモフルオロプロパン

八十九 ブロモクロロメタン

九十 臭化メチル

別表第一の四（第一条の七関係）

（略）

別表第一の五（第一条の八関係）

（略）

別表第一の六（第一条の八関係）

（略）

別表第一の七（第一条の八関係）

（略）

別表第一の八（第一条の十、第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げるA類物質等であつて船舶に	イ又はロに掲げる要件（別表第一第一号二に掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、ロに掲げる要

別表第一の三（第一条の五関係）

（略）

別表第一の四（第一条の六関係）

（略）

別表第一の五（第一条の六関係）

（略）

別表第一の六（第一条の六関係）

（略）

別表第一の七（第一条の八、第一条の九関係）

有害液体物質の区分	事前処理の方法に関する基準
一 別表第一第一号に掲げるA類物質等であつて船舶に	イ又はロに掲げる要件（別表第一第一号二に掲げる物質を排出しようとする場合にあつては、ロに掲げる要

よりばら積みの液体貨物として輸送されるもの

件に限る。）に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物艙について事前処理を行うこと

イ 当該物質の取卸しが完了した後

、洗淨水中に含まれる当該物質の

濃度が(1)又は(2)に掲げる物質の区

分に応じそれぞれ(1)又は(2)に掲げ

る濃度以下になるまで貨物艙を十

分に洗淨し、かつ、当該洗淨水を

当該貨物艙から除去すること。

(1) 国土交通省令・環境省令で定

める物質 一キログラム当たり

○・一グラム(別表第一の五に

掲げるバルティック海海域(2)

及び次号において「バルティッ

ク海海域」という。)において

排出しようとする場合にあつて

は、一キログラム当たり○・○

五グラム)

(2) (1)に掲げる物質以外の物質

よりばら積みの液体貨物として輸送されるもの

件に限る。）に適合する方法により当該物質の輸送の用に供されていた貨物艙について事前処理を行うこと

イ 当該物質の取卸しが完了した後

、洗淨水中に含まれる当該物質の

濃度が(1)又は(2)に掲げる物質の区

分に応じそれぞれ(1)又は(2)に掲げ

る濃度以下になるまで貨物艙を十

分に洗淨し、かつ、当該洗淨水を

当該貨物艙から除去すること。

(1) 国土交通省令・環境省令で定

める物質 一キログラム当たり

○・一グラム(別表第一の四に

掲げるバルティック海海域(2)

及び次号において「バルティッ

ク海海域」という。)において

排出しようとする場合にあつて

は、一キログラム当たり○・○

五グラム)

(2) (1)に掲げる物質以外の物質

別表第一の九（第一条の十関係）

区分	有害液体物質の排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の八第一号の事前処理の方法に関する基準	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水	イ及び口に掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中

二、四	（略）	<p>一キログラム当たり一グラム（バルティック海海域において排出しようとする場合にあつては、一キログラム当たり〇・五グラム）</p> <p>□ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
-----	-----	---

別表第一の八（第一条の八関係）

区分	有害液体物質の排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の七第一号の事前処理の方法に関する基準	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水	イ及び口に掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中

二、四	（略）	<p>一キログラム当たり一グラム（バルティック海海域において排出しようとする場合にあつては、一キログラム当たり〇・五グラム）</p> <p>□ 当該物質の取卸しが完了した後、貨物艙を有害液体物質排出防止設備のうち国土交通省令・環境省令で定める装置を国土交通省令・環境省令で定めるところにより用いて洗浄し、かつ、当該洗浄水を当該貨物艙から除去すること。</p>
-----	-----	---

<p>の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に</p>	<p>の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>二 別表第一の八第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に</p>	<p>深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>
<p>二 別表第一の七第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に</p>	<p>の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>二 別表第一の七第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に</p>	<p>の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>二 別表第一の七第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に</p>	<p>深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>イ 当該船舶の航行中に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>	<p>（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。以下この表において同じ。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。</p>

<p>残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>
<p>三 別表第一の八第三号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定</p>	<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率以下の排出率で排出すること</p>
<p>三 別表第一の七第三号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定</p>	<p>八 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定</p>

<p>は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>四 別表第一の八第四号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法による事前処理が行われた有害液体物質</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里に遠の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>	<p>める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>備考 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。</p>	<p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別表第二

表 (略)

備考

<p>は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質</p>	<p>四 別表第一の七第四号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法による事前処理が行われた有害液体物質</p>	<p>すべての国の領海の基線からその外側十二海里に遠の海域（南極海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>	<p>める排出率以下の排出率で排出すること。</p>
<p>備考 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。</p>	<p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

別表第二

表 (略)

備考

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸区域」とは次に掲げる海域をいう。

イ 港則法に基づく港の区域

ロ 二 (略)

別表第二の二 (第四条、第九条の三関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域(すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること (以下「焼却式排出方法」という。) ロ 国土交通省令

一 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。

二 この表において「特定沿岸区域」とは次に掲げる海域をいう。

イ 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域

ロ 二 (略)

別表第二の二 (第四条、第九条の五関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず	甲海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域及び海洋施設等周辺海域(すべての国の領海の基線(海洋法に関する国際連合条約に規定する領海の幅を測定するための基線(別	イ又はロに掲げる排出方法により排出すること。 イ 灰の状態にして排出すること (以下「焼却式排出方法」という。) ロ 国土交通省令

表第一の五に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九

で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。

表第一の四に掲げる南極海域にあつては、氷棚を陸地とみなして引かれる同条約に規定する領海の幅を測定するための基線）をいう。ただし、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九

で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。）。

度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下この表及び別表第三において同

度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線をいう。以下この表及び別表第三において同

一一・三 (略)	じ。) からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	乙海域並びにバルティック海海域及び北 排出口方法は、限定 しない。
(略)	以遠の海域	(略)

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の五に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 (略)
- 五 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 (略)

一一・三 (略)	じ。) からその外側十二海里の線を超える海域にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	乙海域並びにバルティック海海域及び北 排出口方法は、限定 しない。
(略)	以遠の海域	(略)

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第一の四に掲げるバルティック海海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 四 (略)
- 五 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。
- 六 (略)

別表第三（第七条関係）

表（略）

備考

一・二（略）

三 この表において「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ（略）

四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の五に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ 第六号の環境大臣が指定する海域

別表第三（第七条関係）

表（略）

備考

一・二（略）

三 この表において「C海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側五十海里の線を超える海域をいう。ただし、同表第四号及び第五号にあつては、当該海域のうち次に掲げる海域以外の海域とする。

イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ・ハ（略）

四 この表において「D海域」とは、すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域のうち次に掲げる海域以外の海域をいう。

イ 別表第一の四に掲げるバルティック海海域及び南極海域

ロ 別表第二の二備考第四号に規定する北海海域

ハ 別表第二の二備考第六号に規定する海洋施設等周辺海域

ニ 第六号の環境大臣が指定する海域

五・六（略）

別表第四（第十三条関係）

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一～六（略）	（略）	（略）
七 第十二条第一項第二号の環境大臣が指定する廃棄物	H海域のうち環境大臣が指定する海域	第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。
八（略）	（略）	（略）

備考

- 一（略）
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 三～五（略）

五・六（略）

別表第四（第十三条関係）

油等	焼却海域に関する基準	焼却方法に関する基準
一～六（略）	（略）	（略）
七 第十二条の環境大臣が指定する廃棄物	H海域のうち環境大臣が指定する海域	第一号下欄イに掲げる焼却方法により焼却すること。
八（略）	（略）	（略）

備考

- 一（略）
- 二 この表において「南極海域」とは、別表第一の四に掲げる南極海域をいう。
- 三～五（略）

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

改 正 案	現 行
<p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第四号の施設）</p> <p>第五十六条の五十三 法第七百一条の四十一第一項の表の第四号に規定する公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設（次条第二項第四号に掲げるものを除く。）</p> <p>七～十（略）</p> <p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第五号の事業等）</p> <p>第五十六条の五十三の二 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p>	<p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第四号の施設）</p> <p>第五十六条の五十三 法第七百一条の四十一第一項の表の第四号に規定する公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるものは、次に掲げる施設（専ら当該施設の用に供する事業所用家屋内に設置されるものに限る。）とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定する廃油処理施設（次条第二項第四号に掲げるものを除く。）</p> <p>七～十（略）</p> <p>（法第七百一条の四十一第一項の表の第五号の事業等）</p> <p>第五十六条の五十三の二 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p>

<p>一・二 (略)</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる事業 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>五〇七 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 法第七百一条の四十一第一項の表の第五号に規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる事業 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第二十条第一項の規定による許可を受けて行う廃油処理事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設</p> <p>五〇七 (略)</p>
---	---

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）

<p>改正案</p>	<p>別表第一（第一条関係） 一〇六十九の三（略） 七十 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。） 七十の二〇七十四（略）</p>
<p>現行</p>	<p>別表第一（第一条関係） 一〇六十九の三（略） 七十 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。） 七十の二〇七十四（略）</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）

改正案	現行
<p>（法第七条第五項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令）</p> <p>第四条の六 法第七条第五項第四号八に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）</p> <p>四（九）（略）</p> <p>（産業廃棄物処理施設）</p> <p>第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に</p>	<p>（法第七条第五項第四号八の生活環境の保全を目的とする法令）</p> <p>第四条の六 法第七条第五項第四号八に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）</p> <p>四（九）（略）</p> <p>（産業廃棄物処理施設）</p> <p>第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 廃油の油水分離施設であつて、一日当たりの処理能力が十立方メートルを超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に</p>

に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く

）。

イ〜ハ （略）

六〜十四 （略）

に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。）

五 廃油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であつて、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第十四号の廃油処理施設を除く。

）

イ〜ハ （略）

六〜十四 （略）

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）

<p>改正案</p>	<p>（設置の許可を要しない施設）</p> <p>第四条 法第五条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二章第一節の規定により設立された港務局を含む。）が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十五号に規定する廃油処理事業をいう。）の用に供する廃油処理施設</p>
<p>現行</p>	<p>（設置の許可を要しない施設）</p> <p>第四条 法第五条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二章第一節の規定により設立された港務局を含む。）が設置する廃油処理施設及び廃油処理事業（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十五号に規定する廃油処理事業をいう。）の用に供する廃油処理施設</p>

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令（平成五年政令第二百八十二号）

改正案		現行	
<p>（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物）</p> <p>第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であつて、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの</p> <p>二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であつて、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの</p>		<p>（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物）</p> <p>第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。</p> <p>一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であつて、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの</p> <p>二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号に規定する廃棄物であつて、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの</p>	
法律	規定	法律	規定

別表第二（第四条関係）

別表第二（第四条関係）

一	(略)	
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条
五	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第二（第五条関係）

一	(略)	
三	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

一	(略)	
四	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条
五	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

別表第二（第五条関係）

一	(略)	
三	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条
四	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	第三十九条第三項又は第四十条

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）

改正案	現行
<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第六条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの</p>	<p>（法第三十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第六条 法第三十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）若しくはこれらの法</p>

法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二）子（略）

三（略）

律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二）子（略）

三（略）

特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）

改正案	現行
<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）</p>	<p>（法第四十九条第三項の政令で定める基準）</p> <p>第四条 法第四十九条第三項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）、悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）、振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）</p>

（若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二）チ （略）

三 （略）

若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二）チ （略）

三 （略）

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）

改正案

別表（第五条、第六条、第八条関係）

一	(略)	独立行政 法人海上 災害防止 センター
二	(略)	海洋汚染 等及び海 上災害の 防止に関 する法律 (昭和四 十五年法 律第三百 十六号) 第四十二
三	(略)	国土交通 省令
四	(略)	同条第四 項
五	(略)	一般会計

現行

別表（第五条、第六条、第八条関係）

一	(略)	独立行政 法人海上 災害防止 センター
二	(略)	海洋汚染 及び海上 災害の防 止に関す る法律（ 昭和四十 五年法律 第三百十 六号）第 四十二条
三	(略)	国土交通 省令
四	(略)	同条第四 項
五	(略)	一般会計

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）

改正案	現行
<p>（生活環境の保全を目的とする法令）</p> <p>第六条 法第六十二条第一項第二号八の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）</p> <p>四〇九（略）</p> <p>（法第七十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法</p>	<p>（生活環境の保全を目的とする法令）</p> <p>第六条 法第六十二条第一項第二号八の政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）</p> <p>四〇九（略）</p> <p>（法第七十七条第二項の政令で定める基準）</p> <p>第十六条 法第七十七条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 受託者が次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>八 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法</p>

律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二）又（略）

三（略）

律第三百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二）又（略）

三（略）

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）

<p>改正案</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五十一条の三第一項</p> <p>三十二～六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一</p>
<p>現行</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十二条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～三十（略）</p> <p>三十一 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第五十一条の三第一項</p> <p>三十二～六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>第二十三条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第一項</p>

項

四十三(略)

2・3(略)

四十三(略)

2・3(略)

領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）

改正案	現行
<p>領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十七第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>	<p>領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十七条の三第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百五十五号）

<p>改正案</p>	<p>附則</p>
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は廃棄物（以下「油等」という。）の焼却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する要焼却確認廃棄物焼却設備を用いて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）別表第四第七号上欄に掲げる油</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 この政令の施行の際現に存する埋立場所等に特定水底土砂を排出する場合には、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）第五条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>第三条 この政令の施行の際現に油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条において「油等」という。）の焼却に常用している船舶において当該船舶がその際現に有する焼却設備を用いて海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百三十六号）による改正後の</p>

等を焼却する場合の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十六第五項の政令で定める焼却海域に関する基準は、海洋汚染等防止令第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、海洋汚染等防止令別表第四備考第五号に規定するH海域とする。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「六十年改正の後の施行令」という。）別表第四第七号上欄に掲げる油等を焼却する場合の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二第二項の政令で定める焼却海域に関する基準は、六十一年改正の後の施行令第十三条第一項の規定にかかわらず、当分の間、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百三十号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第四備考第三号に規定するH海域とする。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の四十二第十号中「第三条第九号」を「第三条第十一号」に改める。

（水質汚濁防止法施行令の一部改正）

第五条 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七十号中「第三条第九号」を「第三条第十一号」に改める。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正)

第六条 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「第三条第十号」を「第三条第十二号」に改める。

(中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正)

第七条 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和五十二年政令第二百七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第三条第十号」を「第三条第十二号」に改める。

(運輸省組織令の一部改正)

第八条 運輸省組織令(昭和二十七年政令第三百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による焼却設備の検査に関すること(検査の執行に関するこ

とを除く。）。

第二十七条中「船舶検査」の下に「、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による焼却設備の検査」を加える。

（環境庁組織令の一部改正）

第九条 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第六号中「設定」の下に「、本邦周辺海域及びその焼却が禁止され又はその排出若しくは焼却につき事前の確認を受けることを要する油又は廃棄物の範囲の設定並びに海域において焼却する油又は廃棄物の焼却海域及び焼却方法に関する基準の設定」を加える。

広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）

改正案	現行
<p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第四条 法第十九条の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分に関しては、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 広域処理場の周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十八号に規定する海洋環境の保全等をいう。）に支障を及ぼさないこと。</p> <p>三 （略）</p>	<p>（財産の管理及び処分）</p> <p>第四条 法第十九条の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分に関しては、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法律及びこれらに基づく命令の規定に従うほか、次に掲げる事項に配慮して適切に行うものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 広域処理場の周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全に支障を及ぼさないこと。</p> <p>三 （略）</p>

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又は不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて昭和五十五年八月六日前に建造され又は建造に着手されたものからのビルジの排出（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）別表第一の五に掲げる南極海域（以下「南極海域」という。）における排出を除く。）に係る排出基準（海洋汚染等防止令第一条の八第一項の排出基準をいう。以下この条において同じ。）は、同項の規定にかかわらず、同項の一般海域における排出にあつては海洋汚染等防止令別表第一の六第三号、同項の特別海域における排出にあつては海洋汚染等防止令別表第一の七第一号の表第二号のそれぞれ油分濃度に関する基準の欄及び</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 タンカー以外の船舶で総トン数百トン以上二百トン未満のものであつて昭和五十五年八月六日前に建造され又は建造に着手されたものからのビルジの排出（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第三百六十五号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の四に掲げる南極海域（以下「南極海域」という。）における排出を除く。）に係る排出基準（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成五年政令第二十二号）による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）第一条の六第一項の排出基準をいう。以下この条において</p>

排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定する船舶からのビルジその他の油（ビルジを除く。）の排出（南極海域における排出を除く。）に係る排出基準は、海洋汚染等防止令第一条の八第一項の規定にかかわらず、同項の一般海域における排出にあつては海洋汚染等防止令別表第一の六第二号、同項の特別海域における排出にあつては海洋汚染等防止令別表第一の七第一号の表第二号のそれぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。ただし、当該船舶がこれらの表の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

- 3 次の各号に掲げるタンカーからのビルジその他の油の排出であつて海洋汚染等防止令第一条の八第一項の一般海域におけるものに係る排出基準についての同項の規定の適用については、海洋汚染等防止令別表第一の六第一号の排出方法に関する基準の欄中「イ及びロに掲げる要件」とあるのは、「イに掲げる要件」とする。ただし、次の各号に規定するタンカーが同号の排

同じ。）は、同項の規定にかかわらず、同項の一般海域における排出にあつては新令別表第一の五第三号、同項の特別海域における排出にあつては新令別表第一の六第一号の表第二号のそれぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定する船舶からのビルジその他の油（ビルジを除く。）の排出（南極海域における排出を除く。）に係る排出基準は、新令第一条の六第一項の規定にかかわらず、同項の一般海域における排出にあつては新令別表第一の五第二号、同項の特別海域における排出にあつては新令別表第一の六第一号の表第二号のそれぞれ油分濃度に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。ただし、当該船舶がこれらの表の排出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

- 3 次の各号に掲げるタンカーからのビルジその他の油の排出であつて新令第一条の六第一項の一般海域におけるものに係る排出基準についての同項の規定の適用については、新令別表第一の五第一号の排出方法に関する基準の欄中「イ及びロに掲げる要件」とあるのは、「イに掲げる要件」とする。ただし、次の各号に規定するタンカーが同号の排出方法に関する基準の欄の

出方法に関する基準の欄のビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

一・二 (略)

第三条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、海洋汚染等防止令第一条の九第一項第五号の規定にかかわらず、当該

ビルジ等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置を設置した後においては、この限りでない。

一・二 (略)

第三条 昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存旧タンカー」という。）からの貨物油を含む水バラスト等の排出についての新令第一条の七第一項第一号の規定の適用については、同号中「三万分の一」とあるのは、「一万五千分の一」とする。

2 現存旧タンカーからの貨物油を含む水バラスト等の排出であつて次の各号に掲げる要件に適合するものについては、新令第一条の七第一項第五号の規定にかかわらず、当該水バラスト等

水バラスト等は、海面下に排出することができる。

一・二 (略)

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物艙及び燃料油タンクからの配管に二重に弁を設けることによりこれらの貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを海洋汚染等防止令第一条の九第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

は、海面下に排出することができる。

一・二 (略)

3 昭和五十四年六月一日以前に建造契約が結ばれたタンカー（建造契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月一日以前に建造に着手されたもの）であつて昭和五十七年六月一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和五十四年六月二日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれたタンカー（改造に関する契約がないタンカーにあつては、昭和五十五年一月二日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和五十七年六月二日以後に当該改造が完了したタンカーを除く。以下「現存タンカー」という。）であつて国土交通省令で定めるところによりクリーンバラストタンク（タンカーの貨物艙及び燃料油タンクからの配管に二重に弁を設けることによりこれらの貨物艙及び燃料油タンクから分離されているタンクであつて水バラストの積載のためのものをいう。）を設置するものから、当該クリーンバラストタンクに積載された貨物油を含む水バラスト（以下「クリーンバラスト」という。）を国土交通省令で定めるところにより当該クリーンバラスト中の油分の監視をして排出する場合は、当該クリーンバラストを新令第一条の七第二項に規定する水バラストとみなして、同項の規定を適用する。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、海洋汚染等防止令第一条の九第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 海洋汚染等防止令第一条の九の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみ航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

4 前項のタンカーであつてこの政令の施行の際現にクリーンバラストを海面より上の位置から排出するための設備を有しないものについては、新令第一条の七第二項の規定にかかわらず、クリーンバラストは、海面下に排出することができる。

5 新令第一条の七の規定は、現存タンカーのうち本邦の各港間のみ航行等の用に供するタンカーであつて国土交通省令で定めるものからの水バラスト及び貨物艙の洗浄水であつて貨物油を含むものの排出については、適用しない。

(運輸省組織令の一部改正)

第四条 運輸省組織令(昭和二十七年政令第三百九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第四号の二中「焼却設備」を「海洋汚染防止設備等及び焼却設備」に改める。

第二十七条中「焼却設備の検査、満載喫水線」を「海洋汚染防止設備等及び焼却設備の検査、満載喫水線」に改める。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令（昭和五十八年政令第百八十四号）

改正案	現行
<p>（船舶の船首隔壁より前方にあるタンクへの油の積載の制限に関する経過措置）</p> <p>第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第五条の三第一項の規定は、昭和五十七年一月一日以前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以前に建造に着手されたもの）については、適用しない。</p>	<p>（船舶の船首隔壁より前方にあるタンクへの油の積載の制限に関する経過措置）</p> <p>第一条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「新法」という。）第五条の三第一項の規定は、昭和五十七年一月一日以前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同年七月一日以前に建造に着手されたもの）については、適用しない。</p>
<p>（船舶の燃料油タンクへの水バラストの積載の制限に関する経過措置）</p> <p>第二条 海洋汚染等防止法第五条の三第二項の規定（船舶の燃料油</p>	<p>（船舶の燃料油タンクへの水バラストの積載の制限に関する経過措置）</p> <p>第二条 新法第五条の三第二項の規定（船舶の燃料油タンクへの水</p>

タンクへの水バラストの積載の制限に係る部分に限る。) は、昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの)であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和五十一年一月一日以後に海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれた船舶(改造に関する契約がない船舶にあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの)又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了した船舶を除く。)については、適用しない。

(海洋汚染等防止検査手帳に相当する手帳の交付)

第三条 運輸大臣は、改正法附則第一条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、改正法第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の八の海洋汚染防止検査手帳に相当する手帳を交付することができる。

2 前項の規定により交付した手帳は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十六号)の施行の日以後は、海洋汚染等防止法第十九条の四十二の

バラストの積載の制限に係る部分に限る。) は、昭和五十年十二月三十一日以前に建造契約が結ばれた船舶(建造契約がない船舶にあつては、昭和五十一年六月三十日以前に建造に着手されたもの)であつて昭和五十四年十二月三十一日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの(昭和五十一年一月一日以後に改正法附則第四条第二項第二号の運輸省令で定める改造に該当する改造に関する契約が結ばれた船舶(改造に関する契約がない船舶にあつては、昭和五十一年七月一日以後に当該改造が開始されたもの)又は昭和五十五年一月一日以後に当該改造が完了した船舶を除く。)については、適用しない。

(海洋汚染防止検査手帳に相当する手帳の交付)

第三条 運輸大臣は、改正法附則第一条第一号に定める日以後においては、同条第二号に定める日前においても、新法第十七条の八の海洋汚染防止検査手帳に相当する手帳を交付することができる。

2 前項の規定により交付した手帳は、改正法附則第一条第二号に定める日以後は、新法第十七条の八の海洋汚染防止検査手帳とみなす。

(廃油処理施設の設置工事の開始等に関する経過措置)

第四条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に廃軽質油処理事業(改正法附則第五条第一項の廃軽質油処理事業をいう。以下この項において同じ。)の用に供する廃油処理施設の設置の工事(以下この項において「設置工事」という。)を行つており、又は改正法附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日までに、設置工事を開始し、若しくは設置工事を行わないで廃軽質油処理事業を開始する港湾管理者又は漁港管理者に対する新法第二十条第二項の規定の適用については、同項中「その廃油処理施設の設置の工事の開始の日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の六十日前まで」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第二十条第二項の規定による届出をした者に対する新法第二十四条の規定の適用については、同条中「その届出に係る工事の開始前(工事を要しないとときは、その事業の開始前)」とあるのは、「その事業の開始前」とする。

(廃油処理事業の用に供する廃油処理施設等の変更に関する経過措置)

第五条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第二十一条第一項第二号の事項（廃軽質油）（改正法附則第五条第一項の廃軽質油をいう。次条及び第七条第一項において同じ。）の処理に係るものに限る。以下この項において同じ。）の変更に係る廃油処理施設の変更の工事（以下この項において「変更工事」という。）を行つており、又は改正法附則第一条第二号に定める日から起算して二月を経過する日までに、変更工事を開始し、若しくは変更工事を行わないで新法第二十一条第一項第二号の事項を変更する港湾管理者又は漁港管理者である新法第二十五条の廃油処理事業者に対する新法第二十八条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日（工事を要しないときは、その変更日）の三十日前まで」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第二十八条第三項の規定による届出をした者に対する同条第四項の規定の適用については、同項後段中「その事業の開始前」とあるのは、「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）」

とする。

（家用廃油処理施設の設置工事の開始等に関する経過措置）

第六条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に廃油処理事業の用に供する廃油処理施設以外の廃油処理施設であつて廃軽質油の処理の用に供するもの（以下この項において「家用廃軽質油処理施設」という。）の設置の工事（以下この項において「設置工事」という。）を行つており、又は改正法附則第一条第二号に定める日から起算して三月を経過する日までに、設置工事を開始し、若しくは設置工事を行わないで家用廃軽質油処理施設により廃軽質油の処理を開始する者に対する新法第三十四条第一項の規定の適用については、同項中「その廃油処理施設の設置の工事の開始の日（工事を要しないときは、その廃油の処理の開始の日）の六十日前まで」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して一月以内」とする。

2 前項の規定により読み替えられた新法第三十四条第一項の規定による届出をした者に対する同条第三項の規定の適用については、同項後段中「その事業の開始前」とあるのは、「その廃油の処理の開始前」とあるのは、「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）」とあるのは、「

その廃軽質油の処理の開始前」とする。

(家用廃油処理施設に係る廃油処理施設等の変更に関する経過措置)

第七条 改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十四条第二項において準用する新法第二十一条第一項第二号の事項(廃軽質油の処理に係るものに限る。以下この項において同じ。) の変更に係る新法第三十四条第一項の家用廃油処理施設の変更の工事(以下この項において「変更工事」という。) を行つており、又は改正法附則第一条第二号に定める日から起算して二月を経過する日までに、変更工事を開始し、若しくは変更工事を行わないで新法第二十一条第一項第二号の事項を変更する新法第三十五条の家用廃油処理施設の設置者に対する同条において準用する新法第二十八条第三項の規定の適用については、同項中「その変更に係る廃油処理施設の変更の工事の開始の日(工事を要しないときは、その変更日) の三十日前まで」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日から起算して一月以内」とする。

2 | 前項の規定により読み替えられた新法第三十五条において準用する新法第二十八条第三項の規定による届出をした者に対する新法第三十五条の規定の適用については、「準用する」とあるのは

、「準用する。この場合において、第二十八条第四項後段中「その事業の開始前」とあるのは、「その届出に係る工事の開始前（工事を要しないときは、その事業の開始前）」と読み替えるものとする」とする。

（権限の委任）

第八条 改正法附則及びこの政令の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、地方運輸局長（海運監理部長を含む。次項において同じ。）に行わせることができる。

2 地方運輸局長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属させられた事項の一部を地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に行わせることができる。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第三百三十六号）

<p>改正案</p>	<p>附則</p>
<p>附則</p>	<p>現行</p> <p>2 昭和六十一年七月一日前に建造され又は建造に着手された船舶（同日以後この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に総理府令、運輸省令で定める改造（以下「特定改造」という。）が開始された船舶を除く。以下「現存船」という。）であつて総理府令、運輸省令で定めるものからの昭和六十九年十月二日（施行日以後同月二日以前に特定改造が開始された現存船にあつては、当該特定改造が開始された日の前日）までの間の有害液体物質の排出についてのこの政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第一の七第二号イの規定の適用については、同号中「取卸しが完了した後」とあるのは「取卸しに</p>

際し」と、「当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する」とあるのは「当該貨物艙から」とする。

3 前項の規定により読み替えられた新令別表第一の七第二号イに規定する方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質の排出についての法第九条の二第三項の政令で定める排出海域及び排出方法に関する基準は、新令別表第一の八第二号の規定にかかわらず、それぞれの表の排出海域に関する基準の欄及び排出方法に関する基準の欄に掲げるとおりとする。ただし、昭和六十二年十二月三十一日までの間は、その排出方法に関する基準は、同表の排出方法に関する基準の欄のイに掲げる要件に適合する排出方法により排出することとする。

<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>すべての国の領海の基線からその外側十海里以遠であつて、水深二十五メートル以上の海域</p>	<p>イからニまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。 イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、そ</p>

他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。

ロ 海面下に排出すること。

ハ 有害液体物質排出防止設備のうち総理府令で定める装置を用いて総理府令で定める排出率以下の排出率で排出すること。

ニ 有害液体物質排出防止設備のうち総理府令で定める装置を作動させながら排出すること。

4 現存船であつて総理府令、運輸省令で定めるものからの昭和六十九年十月二日（施行日以後同月二日以前に特定改造が開始された現存船にあつては、当該特定改造が開始された日の前日）までの間の有害液体物質の排出（新令別表第一の四に掲げるバルティック海海域における排出を除く。）についての新令別表第一の七第三号イの規定の適用については、同号中「取卸し

(経過措置)

2 | 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第 号）附則第十三条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号。以下「改正後の五十八年政令」という。）附則第三条第一項に規定する現存旧タンカーからの海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）第一条の十第三項に規定する油類似有害液体物質の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた海洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号及び同項第二号から第六号まで又は改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた海

が完了した後」とあるのは「取卸しに際し」と、「当該貨物艙の底部及び関連管系内に残留する」とあるのは「当該貨物艙から」とする。

5 | 現存船については、昭和六十二年十二月三十一日（施行日以後同月三十一日以前に特定改造が開始された現存船にあつては、当該特定改造が開始された日の前日）までの間は、新令別表第一の八第一号ロ、第二号ロ及び八並びに第三号ロ及び八の規定は、適用しない。

6 | 附則第十四項の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行なう船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第百八十三号）（以下この項及び次項において「改正後の五十八年政令」という。）附則第三条第一項に規定する現存旧タンカーからの新令第一条の八第三項に規定する油類似有害液体物質の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた新令第一条の七第一項第一号及び同項第二号から第六号まで又は改正後の五十八年政令附則第三条第一項の規定により読み替えられた新令第一条の七第一項第一号、同項第二号から第四号まで及び第六号並びに改正後の五十八年政令附則第三条第二項の規定による排出基準の例に従つてするものは、新令第一条の

洋汚染等防止令第一条の九第一項第一号、同項第二号から第四号まで及び第六号並びに改正後の五十八年政令附則第三条第二項の規定による排出基準の例に従つてするものは、海洋汚染等防止令第一条の十第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。

3| 改正後の五十八年政令附則第三条第三項に規定する現存タンカーからの海洋汚染等防止令第一条の十第三項に規定する油類似有害液体物質（総理府令、運輸省令で定めるところにより積載された水バラストに限る。）の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第三項又は第四項の規定による排出基準の例に従つてするものは、海洋汚染等防止令第一条の十第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。

八第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。

7| 改正後の五十八年政令附則第三条第三項に規定する現存タンカーからの新令第一条の八第三項に規定する油類似有害液体物質（総理府令、運輸省令で定めるところにより積載された水バラストに限る。）の排出であつて改正後の五十八年政令附則第三条第三項又は第四項の規定による排出基準の例に従つてするものは、新令第一条の八第一項及び第二項の基準に適合するものとみなす。

8| (地方税法施行令の一部改正)
地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(水質汚濁防止法施行令の一部改正)

9| 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正)

10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正）

11 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令（昭和四十八年政令第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令の一部改正）

12 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令の一部改正〕

14 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令の一部を改正する政令の一部改正する政令の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔環境庁組織令の一部改正〕

15 環境庁組織令（昭和四十六年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第二十一号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 (経過措置) 2 この政令の施行の際現に、第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第四第七号上欄に掲げる廃棄物であつて同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条に規定する油等以外のものの焼却の用に供している要焼却確認廃棄物焼却設備（船舶に設置しているものに限る。）については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十七第一項及び第十九条の三十一第一項の規定は、適用しない。</p>	<p>附則 (経過措置) 2 この政令の施行の際現に、第一条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）別表第四第七号上欄に掲げる廃棄物であつて同条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第十四条に規定する油等以外のものの焼却の用に供している焼却設備（船舶に設置しているものに限る。）については、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十九条の三第一項及び第十九条の七第一項の規定は、適用しない。 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に法第九条の六第三項の規定により査定されている物質のうち、新令別表</p>

3 |

(略)

4 |

(略)

第一第一号イ若しくはハ、第二号イ若しくはハ、第三号イ若しくはハ、第四号イ若しくはハ又は別表第一の二（第九十六号を除く。）に掲げる物質に該当するものについては、当該査定は、附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日にその効力を失う。

排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の整理に関する政令（平成八年政令第二百号）

改正案	現行
<p>排他的経済水域における海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令</p> <p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条 タンカー以外の特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものからのビルジその他の油の排出についての海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）第四条第二項の規定の適用については、同項中「排出される油中の油分（排出される油に含まれる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。）の濃度、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するもの」とあるのは、「当該船舶が国籍を有する国の法令に従ってするもの」とする。</p> <p>2（5）（略）</p>	<p>排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令</p> <p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の適用関係）</p> <p>第二条 タンカー以外の特定外国船舶で総トン数四百トン未満のものからのビルジその他の油の排出についての海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「法」という。）第四条第二項の規定の適用については、同項中「排出される油中の油分（排出される油に含まれる前条第二号の国土交通省令で定める油をいう。以下同じ。）の濃度、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準に適合するもの」とあるのは、「当該船舶が国籍を有する国の法令に従ってするもの」とする。</p> <p>2（5）（略）</p>

<p>(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係)</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第四号の政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。)第六条の規定にかかわらず、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の適用関係)</p> <p>第三条 特定外国船舶からの廃棄物の排出についての法第十条第二項第四号の政令で定める海洋において処分することがやむを得ない廃棄物は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号。以下「令」という。)第六条の規定にかかわらず、次に掲げる廃棄物とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十四年政令第二号）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三号上欄に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ2）に掲げる廃棄物の排出を行っている者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ2）に掲げる廃棄物の排出については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条 この政令の施行の際現に第二条の規定による改正前の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三号上欄に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第三条第四号イ2）に掲げる廃棄物の排出を行っている者に係る同表第三号上欄に規定する同条第四号イ2）に掲げる廃棄物の排出については、第二条の規定による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第三の規定にかかわらず、この政令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、なお従前の例による。</p>

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令及び排他的経済水域における海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の適用関係の整理に関する政令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百二号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 の締約国である外国が、国際海事機関海洋環境保護委員会決議第八十八号に従った同附属書の改正が日本国について効力を生ずる日までの間において、当該改正前の同附属書に規定されたふん尿等の排出に関する規制を行う場合にあっては、当該外国の内水、領海又は排他的経済水域にある船舶に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「海洋汚染等防止令」という。）（第二条の規定にかかわらず、それぞれ二百トン又は</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約附属書 の締約国である外国が、国際海事機関海洋環境保護委員会決議第八十八号に従った同附属書の改正が日本国について効力を生ずる日までの間において、当該改正前の同附属書に規定されたふん尿等の排出に関する規制を行う場合にあっては、当該外国の内水、領海又は排他的経済水域にある船舶に係る海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第一号の政令で定める総トン数又は搭載人員は、この政令による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令（以下「新令」という。）（第二条の規定にかかわらず、それぞれ二百ト</p>

最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）十一人とする。この場合における海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項並びに別表第二第一号の表第一号及び第二号の適用については、海洋汚染等防止令第三条第一項及び第二項中「別表第二上欄」とあるのは「別表第二第一号の表第一号及び第二号上欄」と、海洋汚染等防止令別表第二第一号の表第一号中「国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）」とあり、同表第二号中「国際航海に従事する船舶」とあるのは「船舶（総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。）」と、同号中「三海里」とあるのは「四海里」とする。

ン又は最大搭載人員（最大搭載人員の定めのない船舶にあつては、これに相当する搭載人員）十一人とする。この場合における新令第三条第一項及び第二項並びに別表第二第一号の表第一号及び第二号の適用については、新令第三条第一項及び第二項中「別表第二上欄」とあるのは「別表第二第一号の表第一号及び第二号上欄」と、新令別表第二第一号の表第一号中「国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）」とあり、同表第二号中「国際航海に従事する船舶」とあるのは「船舶（総トン数二百トン以上又は最大搭載人員十一人以上のものに限る。）」と、同号中「三海里」とあるのは「四海里」とする。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

改正案	現行
<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。以下同じ。）及び海上の災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十八 一五十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>八 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、</p>	<p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一十六（略）</p> <p>十七 海洋の汚染及び海上の災害の防止に関すること（海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十八 一五十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 一七（略）</p> <p>八 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の規定による海洋汚染防止設備</p>

海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること。

九〇十六 (略)

十七 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等に係る外国船舶の監督に関すること。

(環境・海洋課の所掌事務)

第三十九条 環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海洋汚染等及び海上の災害の防止に関すること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く)。

三〇八 (略)

(安全基準課の所掌事務)

第四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、

等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び焼却設備に関すること。

九〇十六 (略)

十七 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染に係る外国船舶の監督に関すること。

(環境・海洋課の所掌事務)

第三十九条 環境・海洋課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海洋の汚染及び海上の災害の防止に関すること(海上保安庁並びに海事局及び港湾局の所掌に属するものを除く)。

三〇八 (略)

(安全基準課の所掌事務)

第四十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等

海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

五 (略)

六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員労働環境課及び海技資格課の所掌に属するものを除く)。

(検査測度課の所掌事務)

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること(安全基準課の所掌に属するものを除く)。

三(五) (略)

六 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等に係る外国船舶の監督に関すること(他課の所掌に属するものを除く)

及び焼却設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。

五 (略)

六 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること(船員労働環境課及び海技資格課の所掌に属するものを除く)。

(検査測度課の所掌事務)

第五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び焼却設備に関すること(安全基準課の所掌に属するものを除く)。

三(五) (略)

六 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染に係る外国船舶の監督に関すること(他課の所掌に属するものを除く)

。。

(環境・技術課の所掌事務)

第六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)(に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。))。
- 二 港湾の環境の整備及び保全に関する事業の事業計画(廃棄物処理施設及び排出ガス処理施設に関するものを含む。)(に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。))。

三十三 (略)

(警備救難部の所掌事務)

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

- 七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき海上保安庁に属せられた事務に関すること(海洋情報部の所掌に属するものを除く。)

八十五 (略)

。。

(環境・技術課の所掌事務)

第六十二条 環境・技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 港湾の環境の整備及び保全並びに航路の環境の保全に関する計画(廃棄物処理施設に関するものを含む。)(に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。))。
- 二 港湾の環境の整備及び保全に関する事業の事業計画(廃棄物処理施設に関するものを含む。)(に関すること(海岸・防災課の所掌に属するものを除く。))。

三十三 (略)

(警備救難部の所掌事務)

第二百四十九条 警備救難部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

- 七 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき海上保安庁に属せられた事務に関すること(海洋情報部の所掌に属するものを除く。)

八十五 (略)

附則

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務をつかさどる。

(総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え)

第五条の四 (略)

(総合政策局技術安全課の所掌事務の特例)

第五条の五 (略)

(海事局安全基準課の所掌事務の特例)

第二十六条の二 海事局安全基準課は、第四百四十九条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則

附則

(総合政策局環境・海洋課の所掌事務についての読替え)

第五条の三 (略)

(総合政策局技術安全課の所掌事務の特例)

第五条の四 (略)

第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びに当該設備に関する検査制度の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(海事局検査測度課の所掌事務の特例)

第二十六条の三 海事局検査測度課は、第百五十条各号に掲げる事務のほか、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第二条から第六条まで、第十二条及び第十四条の規定による大気汚染防止検査対象設備に関する事務(海事局安全基準課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。